

様式第4号（第11条関係）

基 総 第 7 8 1 号

平成28年7月28日

江 渕 勉 様

基山町長 松 田 一 也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

7月26日に提案を受けた件につきまして回答いたします。

2. 取扱いの理由

防災行政無線につきましては、町民の皆様へ緊急時の情報伝達手段の一つとして設置しており、現状把握について質問された回答については以下のおとりです。

①防災行政無線放送により、町民へは確実に情報が伝わっていると考えておられるのか。

回答：町民の方から聞き取りにくいと意見が有っています。防災行政無線は町民の方への情報をお伝えする手段の一つとして考えております。今年度中に調査を行い改善を検討いたします。

②集中豪雨時には、災害が予想される地区には確実に放送が届くシステムですか。

回答：豪雨時には窓の戸締りで放送が聞こえづらい地区は有ると思われませんが、大雨により土砂災害が予想される地区につきましては、職員により避難所開設情報を電話でお知らせし、町内の方にはエリアメールでお知らせしています。また、今後も危険箇所にお住まいの方等につきましては、戸別の情報伝達手段を検討いたします。

③災害弱者（避難困難者）と言われる町民は、どの程度の人数ですか。また、その方への対応はどのように実施されるのでしょうか。

回答：高齢者、身体障害者の方たちで避難行動要支援者として登録している人数は、245人です。対応については、基山町災害時要援護者避難支援計画に基づき、役場から民生委員や地域避難支援者等へ連絡し、各民生委員が受け持つ避難行動要支援者へ連絡（安否確認、避難場所の周知、避難するかどうかの確認等）をしていただきます。連絡終了後、民生委員等から役場へ確認の報告をしてもらい、避難を希望されて自力で避難できない方がいる場合で、支援者がいらっしゃらない場合は役場で対応しております。また、民生委員や、民生委員が受け持つ避難行動要支援者に連絡がつかない場合は役場から連絡を行います。